

## 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

### 1. 改正趣旨

外国株券等保管振替決済制度における、外国株券等機構加入者の管理に係る取扱い等を明確化する観点から、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」(以下「規則」という。)の一部について所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

#### (1) 外国株券等機構加入者の商号変更に係る取扱い

外国株券等機構加入者が商号変更をする場合における、当社における通知及び公表の取扱い等を明確にするため、所要の改正を行う。

(備考)

規則第 19 条

### 3. 施行日

平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以上